

産業廃棄物処理業者に係る不利益処分について

1 被処分者

- (1) 住 所 下北郡東通村大字砂子又字桑原山1番地105
(2) 名 称 山建株式会社
(3) 代 表 者 代表取締役 山崎 直人
(4) 許可の区分 産業廃棄物収集運搬業（許可番号 00200187224）

2 不利益処分の内容

令和元年8月14日をもって上記1（4）の許可を取り消す。

3 処分年月日

令和元年8月14日

4 不利益処分の原因となる事実

被処分者が令和元年6月24日に青森地方裁判所から破産手続開始の決定を受けたことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第5項第2号イの規定（欠格要件）に該当するに至ったことは、同法第14条の3の2第1項第4号の規定（許可取消）に該当するものである。